

モデル地域への支援施策（25年度）

(1)地域コミュニティ協議会運営等支援補助金 《継続》

【内容】

2年間一定金額以内の助成 25年度補助上限額 500,000円

【対象事業】

- 地域コミュニティ協議会の運営に関する事業
- 地域コミュニティプランの策定に関する事業
- その他市長が認める事業

【対象経費】

- 会議費、研修費、事務費及び印刷製本費とし、別途定める。
- ※人件費、飲食費、宿泊費、見舞金等慶弔費、記念品費などは対象外経費

(2)地域コミュニティ協議会事務局職員雇用事業補助金 《継続》

【内容】

事務局職員の雇用に対する助成 25年度補助上限額 500,000円

【対象経費】

地域コミュニティ協議会が雇用する事務局職員の人件費

(3)中名小学校区、八幡小学校区及び平川小学校区の地域コミュニティ協議会

地域活性化に向けた地域活動事業補助金 《新規》

【内容】

住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とした補助。

【対象事業】

- ①地域コミュニティ協議会が地域活性化のために行う事業
 - ・地域コミュニティ活動（生涯学習の推進、青少年健全育成等校区コミュニティ活動の推進、校区全体の親睦と連帯の強化）に係る経費
 - ・他団体が実施する事業への協賛金・負担金
 - ・各種団体への会費・分担金
 - ・研修費、会議費及び事務費等
 - ・校区公民館消耗品費等
- ※人件費、積立金、基金・募金の類、研修時の宿泊代金及び見舞金・慶弔費の類並びに営利を目的とする事業、宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に係る経費は対象外
- ②地域安心安全ネットワーク会議（設置・運営経費、調査研究経費）
- ③青色防犯パトロール

【補助金上限額】

下記の①～③の標準額の合計額

- ①地域コミュニティ協議会が地域活性化のために行う事業に対する補助
 - 中名校区 500,000円、八幡校区 620,000円、平川校区 500,000円
- ②安心安全ネットワーク会議に対する補助
 - ・会議 交付が3年度目までの団体 50,000円、交付が4年度～6年度の団体 30,000円
 - ・調査研究 20,000円
- ③青パト活動費補助
 - ・1台当たり 18,000円

※②・③はモデル地域においてすでに設立されていて、地域コミュニティ協議会で申請する場合に加算（各組織で申請する場合は、上限額は①のみ）